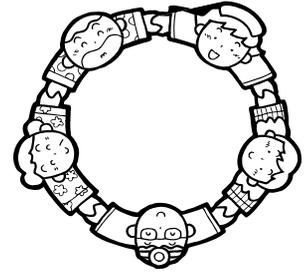


障害者自立支援法の 精神通院医療について



① 主なポイント

- ① 医療費の1割が自己負担となります。(世帯の所得等に応じて、1か月あたりの負担上限があります。なお、公的医療保険が同じご家族について、所得等を判断します。)
- ② 市町村民税の所得割額が年23.5万円以上の世帯に属する方は、原則として精神通院医療の対象となりません。(下表の  部分参照)
- ③ 「受給者証」と「自己負担上限額管理票」が発行されます。

● 下の表の下線部の金額は平成19年7月以降の変更箇所です。

		一定条件の方	その他
市町村民税課税世帯	一定所得以上世帯 (市町村民税の所得割額 <u>年23.5万円以上</u> の世帯)	1割負担 (月額負担上限額 20,000円)	精神通院医療対象外
	課税世帯Ⅱ (市町村民税の所得割額 <u>年3.3万円以上23.5万円未満</u> の世帯)	1割負担 (月額負担上限額 10,000円)	1割負担 (医療保険上の 自己負担上限額)
	課税世帯Ⅰ (市町村民税の所得割額 <u>年3.3万円未満</u> の世帯)	1割負担 (月額負担上限額 5,000円)	
市町村民税非課税世帯	非課税世帯Ⅱ (本人収入 年80万円超)	1割負担 (月額負担上限額 5,000円)	
	非課税世帯Ⅰ (本人収入 年80万円以下)	1割負担 (月額負担上限額 2,500円)	
	生活保護世帯	0円	

① 精神通院医療とは

精神疾患を有する方が通院医療を継続的に受けている場合に、医療費の一部が給付される公費負担制度です。

① 一定条件の方とは

- ・統合失調症・躁うつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害・アルコールや薬物関連障害(依存症等)の方、または、精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した方
- ・上記以外で医療保険における高額療養費や高額医療費が多数該当にあたる方